

## ひかくほう

News  
Letter

第66号

発行所/日本比較法研究所 〒112-8551 東京都文京区春日1-13-27 中央大学内 ☎03-3817-7892

## 所長就任のご挨拶

日本比較法研究所 所長 北井辰弥



このたび2023年11月18日をもって第18代日本比較法研究所長に就任いたしました北井辰弥です。伝統ある研究所の所長に選任されたことを大変光栄に存じます。私は初代の杉山直治郎所長、二代目の升本喜兵衛所長を除くすべての歴代所長に、学生として、また後輩として親しくご指導を頂戴してまいりました。第3代の守屋善輝先生は、学部生時代に所属した英米法研究会の名誉会長でした。第4代の小堀憲助先生、第5代の新井正男先生は、それぞれ大学院修士課程と博士後期課程における私の指導教授でした。こうした先生方のお名前を拝見しますと、この大役が務まるか不安がないわけではありませんが、精一杯職責をはたしてまいりたいと存じます。所員、誌友、そして関係各位におかれましては、ご支援ご協力を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

日本比較法研究所は、杉山直治郎博士を所長として、1948（昭和23）年に創設されました。『日本比較法研究所50年史』を紐解きますと、当研究所には二つの源流があったことがわかります。1935（昭和10）年に杉山博士が「比較法研究所創設の要望」（『法学協会雑誌』53巻8-10号）において、比較法研究所の創設を「我国にとって一種の国家的事業に値ひするの一急務」と述べ、その後、日本仏語法曹会（その機関誌の名は『比較法雑誌』）を立ち上げつつも、その解消を唱え、1942（昭和17）年に「日本比較法研究所」の構想を発表したことは、紛れもなく一つの源流です。いま一つの源流は、中央大学法学部の教員による組織的な比較法研究の開始です。外国法の研究はそれまでも当然なされていましたが、比較法学の重要性についての認識が共有され、1940（昭和15）年に「中央大学比較法制学会」が発足されました。

これら二つの潮流は、いずれも第二次世界大戦によって途切れましたが、戦後、中央大学の学長・総長となった加藤正治博士が、東京帝国大学時代において杉山博士とは先輩後輩の間柄であったという縁が幸いし、1948（昭和23）年、我国はもとより東洋ではじめての比較法研究所が中央大学に誕生いたします。それが当日本比較法研究所です。

歴史を区分することは容易ではありませんが、1962（昭和37）年までの初代杉山所長時代を当研究所の草創期と呼ぶことは許されるように思われます。研究報告会の登壇者の顔ぶれからは、東京大学等の学者を中心に精力的な研究活動がなされていたことをうかがい知ることができます。この時期の活動は、1962年刊行の浩瀚な論文集「Problèmes contemporains de droit comparé」として結実することとなります。

所長の空位時代をへて、1963（昭和38）年には、研究所規則が改正され、研究所は学校法人中央大学が設置するものであること、また、所長は中央大学の教授から、そして所員はその教員からなることが明文化されます。1968（昭和43）年には8年ぶりに『比較法雑誌』も復刊され、研究活動がふたたび活発化します。

1978（昭和53）年の文系学部が多摩キャンパスへの移転は、当研究所にとっても一大画期でありました。当時の小堀所長は「建物は一度建設されれば後は忍耐のみが残される」と新キャンパスにおける相応のスペースの確保を大学に訴え、これを獲得されました。折からの日本経済の高度成長という追い風にも助けられ、1978（昭和53）年からは、中央大学はフランスのエクスマルセイユ第三大学との協定を皮切りに、世界各国の大学・機関と協定を結び、当研究所はその実施を担ってまいりました。こうした国際交流は、所員による

数々の共同研究グループの結成を促しました。例えば、1976（昭和51）年にはじまった「米国刑事法の動向」（代表者・渥美東洋）は、当研究所における最も早い共同研究の一つですが、現在も継続しています。

2004年の大学院法務研究科いわゆるロースクールの開設も当研究所の歴史における一つの画期であったように思われます。当研究所設立時の所員数は記録上定かではありませんが、1960年代には40名前後でありました。それがロースクール開設前年に62名であったところ、その開設後には85名に急伸しております。これは研究所員の数が増えただけでなく、実務家出身の教員、あるいは実務に造詣の深い教員が所員に加わったことを意味しました。設立時の規則第2条に掲げられた「比較法学の組織的研究とその実践とに努力し、以て民主平和日本の再建と人類連帯社会の完成とに貢献する」という所期の目的に、ロースクールの開設により一歩近づいたといえるかもしれません。これをさらに前進させるためにも、中央大学法曹会をはじめ、国内外の実務家との協力は欠かせません。

当研究所の直近の転換点は、当研究所が後楽園校地に移転したとき、すなわち法学部の茗荷谷校地移転、法務研究科の駿河台校地移転と時を同じくした2023年4月でありましょう。2020年からのコロナの世界的蔓延による国際交流の停止は実に3年に及びました。研究者交流の再開と相まって、2023年は当研究所の新時代の幕開けといえることができます。

過去を振り返ってまいりましたが、日本比較法研究所研究叢書は、小島武司『法律扶助・弁護士保険の比較法的研究』（1977年）にはじまり、現在第132号まで刊行されています。翻訳叢書は、付番なしの杉山直治郎『仏蘭西法諺』（1951年）、第1号のF. H. ローソン著、小堀憲助・船越隆司・真田芳憲訳『イギリス法の合理性』（1966年）にはじまり、第88号まで出版されております。現在、研究所員の数は、名誉研究所員30名、研究所員102名です。客員研究所員は18名、嘱託研究所員は今や278名を数えます。嘱託研究所員の多くは、中央大学とはじめて接点を持つ方々も少なくなく、ある意味で、一大学の施設にとどまらない日本比較法研究所という、設立当初の理念を体現しているといっても過言ではありません。

さて、所長としては、ほとんど何も仕事をしておりませんが、私の最近の経験に言及することをご容赦ください。去る11月21日、当研究所は、独日法律家協会（DJJV）と合同で、「トリラテラル比較刑事法コロキウム—台湾・ドイツ・日本における刑法総論の領域での最近の諸問題」を開催し、私は就任4日目ではありましたが、当研究所を代表し、冒頭で挨拶をする機会を得ました。

当研究所が主催する国際シンポジウムはこれがコロナ後初となるものでした。独日法律家協会との協同のシンポジウムは、2014年の「債権法改正に関する比較法的検討」にはじまり、今回で5回目となりますが、同協会との緊密な関係は、只木誠所長がその種をまき、伊藤壽英所長が花開かせ、柳川重規所長が大切に維持してきたものです。所長任期の巡り合わせではありますが、開会の挨拶を仰せつかり、所長職を引き継ぐ重責を自覚する機会となりました。

もちろん、講演内容からも学ぶところがありました。基調講演において独日法律家協会のグロテア名誉会長は、比較法研究における普遍性と文化的特殊性の問題を取り上げ、井田良所員がハンブルクでおこなった講演についてふれられました。グロテア名誉会長は、文化的伝統の異なる国家間の法比較を不可能とした比較法学の泰斗ツヴァイゲルトを批判し、文化的相違を所与の前提としながらも法の普遍性を唱える井田所員の主張に賛意を表したのです。井田所員のドイツでの講演の詳細はわかりませんが、私には「比較法国際協会 Association internationale de droit comparé」の1949年の宣言に対し、その「法の特殊性への偏重、普遍性への偏軽」を批判した杉山所長の「平和と比較法」（法学新報、57巻1-4号、1950年）を思い起こさせるものでした。

また、私の脳裏から離れなかったことがあります。シンポジウムの内容とは直接関係はありません。開催したこと自体の意義についてです。コロナ禍によって国際交流は中断を余儀なくされてまいりましたが、今回は国内外から大勢の研究者・実務家を迎え、シンポジウムを開催することができました。こうした活動は、平和であるからこそ実現可能なことです。ロシア・ウクライナ戦争の終結が見えぬうちに、イスラエル・ガザ戦争がはじまっております。「武器の中では法は沈黙する Silent leges inter arma」という言葉を真摯に受け止めることは、組織的な比較法研究による世界平和という理想を掲げた当研究所の責務であるように感じました。この理想に一歩でも近づけるよう、皆様のご支援を重ねてお願いし、就任のご挨拶とさせていただきます。

所長：北井 辰弥（きたい たつや） 法学部教授（英米法）

研究テーマ：英米契約法の諸問題 / 明治期日本における英米法学

論文：「イギリス法における関係的契約論の新たな展開」法学新報、129巻8-9号（2023年）、「イギリスにおける契約の解釈」法学新報、126巻7-8号（2020年）、「明治初期の陪審制度論」法学新報、121巻9-10（2015年）、「権利と権理についての一考察—幕末・明治初期の外交文書を手がかりとして」日本比較法研究所編『Future of Comparative Study in Law』所収（2011年）

# 日韓比較法シンポジウム 「先端技術ガバナンスに関する横断的研究」実施報告

日本比較法研究所 所員 中村 真利子



2023年8月4日(金)、日本比較法研究所と、中央大学及び新潟大学の両ELSIセンターの共催で、「先端技術ガバナンスに関する横断的研究」と題して日韓比較法シンポジウムを実施しました。2021年4月設立の本学ELSIセンター及び2023年4月に設立された新潟大学ELSIセンター、また、2023年4月から同じ後楽園キャンパスに所在することになった本学の日本比較法研究所及びELSIセンターが連携する初めてのイベントとなりました。

本シンポジウムは、日韓の法律系研究者による先端技術をめぐる学際的な意見交換の場を設け、互いに交流を図ることを目的としたものです。AI技術の発展やサイバー空間での活動の増加に伴い、様々な倫理的・法的・社会的課題も浮き彫りとなっており、一つの法分野、あるいは一つの学問領域だけでは解決できない課題も多く存在することから、日韓の刑事法研究者だけではなく、多様な視点から議論するため、本シンポジウムを企画しました。開催にあたっては、慶應義塾大学総合政策学部教授の新保史生先生がプロジェクトマネージャー、同准教授の齊藤邦史先生が課題推進者でいらっしゃるJSTムーンショット型研究開発事業「目標1 研究開発プロジェクト：アバターを安全かつ信頼して利用できる社会の実現」(JPMJMS2215)のご支援も受けました。

第一部は、「自動運転トロッコ問題：法と倫理の交差点」と題して、日本比較法研究所所員・本学国際情報学部教授の岩隈道洋先生にコーディネーターをお願いし、韓国の明知大学校法学部助教授の安秀吉(アン・スギル)先生から、「刑法解釈学と法倫理学の観点から見た完全自動運転車とトロリーゼンマの問題」に関してご講演いただきました。安先生からは、レベル4又は5の自動運転車がトロッコ問題の状況に直面し得る場面を場合分けし、刑法解釈学及び法倫理学の観点からどのように考えられるか、複数の立場から詳細に検討する内容のご報告がありました。

第一部は、「自動運転トロッコ問題：法と倫理の交差点」と題して、日本比較法研究所所員・本学国際情報学部教授の岩隈道洋先生にコーディネーターをお願いし、韓国の明知大学校法学部助教授の安秀吉(アン・スギル)先生から、「刑法解釈学と法倫理学の観点から見た完全自動運転車とトロリーゼンマの問題」に関してご講演いただきました。安先生からは、レベル4又は5の自動運転車がトロッコ問題の状況に直面し得る場面を場合分けし、刑法解釈学及び法倫理学の観点からどのように考えられるか、複数の立場から詳細に検討する内容のご報告がありました。

一つ目の事例は、①自動運転車が走行中の車道の前方に甲と乙2名が飛び出してきた、ハンドルを左に切る以外に衝突を避ける方法はないものの、その先には丙1名が立っているというものです。従来のトロッコ問題は、この場面で、甲と乙の生命を守るためにハンドルを左に切って、丙の生命を犠牲にして良いかを問いますが、自動運転車に関しては、予めこのような設計をして良いかが問われることになります。

派生的な事例として、②自動運転車が走行中の車道の前方に甲、乙、丙の3名が飛び出してきた、そのままでは全員と衝突してしまうが、甲1名は自動運転車の左側に、乙と丙2名は右側に立っているの、ハンドルを左に切ると甲が死亡し、右に切ると乙と丙が死亡してしまうという事例や、③同じ状況で、自動運転車の左側に立っているのが甲1名、右側に立っているのが乙1名である場合、さらには、④一つ目の事例と同じ状況で、甲と乙が交通ルールに違反している者であったのに対して、丙は交通ルールを遵守していた場合のほか、⑤一つ目の事例と同様、甲と乙2名が飛び出してきた、ハンドルを左に切る以外に衝突を避ける方法はないものの、左側には電信柱があって、ハンドルを左に切ると搭乗者である丙1名が死亡してしまう場合も検討されました。



討論者としては、新潟大学ELSIセンター所員・法学部助教の根津洗希先生に日独刑事法の観点から、本学ELSIセンター所員・国際情報学部教授の平野晋先生に日米不法行為法の観点からコメントをお願いしました。両討論者から、安先生の分類された各立場への評価もあり、AIとトロッコ問題に関して活発な意見交換をすることができました。

第二部は、「サイバー空間での児童被害に対する刑事規制」と題して、日本比較法研究所所員・本学

法学部教授の四方光先生にコーディネーターをお願いし、韓国刑事・法務政策研究院副研究委員の裴相均(ベ・サンギョン)先生から「韓国におけるグルーミングの犯罪化と身分偽装捜査の導入」に関してご講演いただきました。裴先生からは、韓国で2021年に導入されたオンライングルーミング罪と、これを含むデジタル性犯罪に対するおとり捜査の概要と課題、その後の立法動向を紹介、検討する内容のご報告がありました。

グルーミング行為は、児童に対する性犯罪の準備行為の段階であり、日本でも2023年の刑法改正により「16歳未満の者に対する面会要求等」(刑法182条)が犯罪化されました。



韓国のグルーミングは、グルーミング行為のうちオンラインにおけるものを規制するもので、19歳以上の者が、(16歳以上の児童・青少年を対象とする場合には性的搾取を目的として)情報通信網を通じて児童・青少年に①性的欲望、羞恥心若しくは嫌悪感を誘発するような会話を継続的若しくは反復的に行い、又はこのような会話に継続的若しくは反復的に参加させる行為、②一定の性的行為をするよう誘引・勧誘する行為を処罰対象とします。裴先生からは、オフライングルーミング規制の必要性、行為者が19歳未満の者である場合の処罰の必要性のほか、不能未遂犯処罰規定の必要性に関する議論をご紹介、ご検討いただきました。

また、同じ2021年の改正で、グルーミング罪のような児童に対するデジタル性犯罪を対象として、身分を秘匿し、(情報通信網を含む)犯罪現場又は犯人と

人と思料される者に接近し、犯罪行為の証拠及び資料等を収集することができるとする「身分秘匿捜査」と、デジタル性犯罪に関する嫌疑の十分性を前提に、最終手段として、①身分を偽装するための文書、図画及び電子記録等の作成、変更又は行使、②偽装身分を使用した契約・取引のほか、③既存の児童性搾取物の所持、販売又は広告をすることができるとする「身分偽装捜査」も導入されました。裴先生からは、身分秘匿捜査及び身分偽装捜査の手續の適切性、対象となった被疑者に対する通知の必要性、成人へのデジタル性犯罪に対する同様の捜査手法の必要性に関する議論をご紹介、ご検討いただきました。

討論者としては、筑波大学図書館情報メディア系助教の高良幸哉先生に日独刑事実体法の観点から、本学法学部兼任講師の川澄真樹先生に日米刑事手続法の観点からコメントをお願いしました。両討論者からそれぞれ、ドイツにおけるグルーミング罪、アメリカにおけるおとり捜査に関するコメントがあり、日本でのグルーミング罪の規制やおとり捜査の規律のあり方にも通ずる非常に有意義な議論をする場となりました。

本シンポジウムの冒頭では、日本比較法研究所所長・本学法学部教授の柳川重規先生、中央大学ELSIセンター所長・国際情報学部教授の須藤修先生よりご挨拶いただき、閉会に際しては、新潟大学ELSIセンター・センター長・法学部教授の渡辺豊先生よりご挨拶を頂戴しました。その際、三機関の協力の機会を歓迎するとともに、日韓の国際連携も含めて今後の共同研究も期待する旨のお言葉もありました。当日は30名弱のご参加があり、関係者のみなさまのおかげをもちまして、盛会のうちに終えることができました。なお、この成果は、本学国際情報学部の紀要である「国際情報学研究」に寄稿し、2024年3月に刊行される予定です。

(なかむら まりこ)



# 「倒産と仲裁・調停」に関するウェビナー報告

日本比較法研究所 所員 伊藤 壽 英



この10月21日に、日本比較法研究所／国際仲裁総合研究所 (JIART) 合同で、「倒産と仲裁・調停」に関するウェビナーを実施した。これは、2022年度日本比較法研究所基金助成を受けた共同研究「ウイズ・コロナ時代における国際取引紛争解決と比較法的課題」に係る研究活動の成果の一部として実施したものである。

冒頭、JIART 代表である阿部信一郎弁護士（本学客員教授）より、倒産手続という集団的なプロセスにおいて、仲裁・調停がどのように扱われるか、という問題関心が披瀝された。倒産法の観点からは、債権者と債務者の利害が鋭く対立し、その公平な処理については慎重な対応が要請される一方で、迅速かつ効率的な倒産処理のための方策として、仲裁・調停の利用を活用すべきではないか、という視点から、「倒産事件において ADR (裁判外紛争解決手続) を活用する方策」について、基調講演がなされた。

まず、倒産事件において、近時、裁判所の手続を利用しない手法、あるいは、裁判所における手続においても、手続や紛争の一部を裁判外で解決する手法が注目されている背景には、ADR の活用によって時間と費用の節約が可能となり、経済的困窮に瀕している企業の破綻処理をより効率的に行うことができることへの期待があると延べ、アメリカにおける S&L (貯蓄貸付組合) の RTC (整理信託公社) による破綻処理と、わが国における生命保険会社の保険契約者保護基金による救済および会社更生特例法による処理という例を挙げられた。ここでは、企業の破綻処理において、いかに時間と費用を節約し、可能であるならば再建を図ることが肝要であり、倒産処理の主体を政府介入に求めるか、裁判所の処理に委ねるのか、その前提となる債権者・債務者間の紛争解決について、裁判所以外の第三者 (仲裁人・調停人) が関与するのが妥当なのか、といった点を考察する。各国の裁判例等を分析すると、仲裁判断の対象となる権利義務関係の性質、仲裁合意の内容、統一的解決の効率性といった諸点から、バランスの

とれた解決に配慮しているものと理解することができる。

以上の基調報告を受けて、Anselmo Reyes シンガポール国際商事裁判所判事を司会として、Christopher Sontchi デラウェア連邦破産裁判所判事、小杉丈夫弁護士、Nina Mocheva 世界銀行金融部門上級調査官、Sumant Batra インド倒産法アカデミー会長 (前・倒産実務家国際協会会長) よりコメントをいただいた。Sontchi 判事は、デラウェア地区における強制調停前置制度について触れ、同制度導入以前は、少ない裁判官で、多数の破産事案を扱わなければならなかったが、制度導入後は、同判事の17年間の経験では、わずか1件を除き、ほとんどは和解によって解決したとのことである。その成功の秘訣は、調停人の守秘義務を広範囲に設定し、手続の中立性を確保し、当事者の信頼を醸成したことにある、とのことである。

小杉弁護士は、ご自身の経験から、日本では、倒産事件が裁判所に持ち込まれる前に、再建計画を作成し、問題解決を図ろうとすること、および、裁判官が手続の全般において関与することが認められ、裁判外の和解においても、監督していることを指摘された。また、バブル期に過大な融資を受け、倒産した企業が、融資元の金融機関に対し、日本だけでなく、グアム・サイパン・カリフォルニア等でも訴訟を提起したという例を挙げ、アメリカ関連の事案では、サンフランシスコ連邦破産裁判所に併合され、強制調停が命じられた。その後、東京地方裁判所が両当事者に調停を命じ、他の債権者も加わって、その処理が成功裏に終わった。複数管轄にまたがる、多数当事者間の紛争が裁判所に持ち込まれると、時間と費用がかかること、日本の仲裁法では使用言語が日本語に限られることから、今後は、調停の利用が有用であろう。

Mocheva 調査官は、主に新興国における紛争処理制度構築のための立法について助言し、ADR 機関の創設やトレーニングについても助言業務を行っている。世界銀行が対象としている新興国の裁判所はその能力が限られており、とくに倒産手続については、非効率的となっている。実務で成功している例は、調停をベースとするハイブリッドな ADR を、倒産前の再生手続に前置する。さらに、その他の国における実務を詳細に紹介している。このように、企業破綻に前置される強制的な調停の役割が定着す

れば、新興国の経済にとっても、システミックなリスクを回避できるという利点がある。

Batra 弁護士は、インドにおける仲裁法・調停法の立法について紹介された。仲裁法はすでに30年前に成立しており、つい最近、調停法も議会を通過したとのことである。制定法成立前でも、倒産以外の分野（商取引、家族法など）で、調停は広く利用されていたようである。インドの問題は、仲裁であれ、調停であれ、その決定・判断を執行するのに、長期間必要とする、ということである。その改革のための委員会が設置され、裁判所における倒産処理の一環として調停前置を位置づけるという枠組みの中で、当事者の合意の効力、複数当事者の扱い、第三調停人の選任といった問題点が検討されている。

最後に、Reyes 判事が、倒産と調停に関する将来の展望を、パネリストからお聞きしたうえで、裁判官以外の調停人を専門家として養成すること、交渉やコミュニケーションにおいて文化の違いを理解できる能力を開発すること、効率性が最重要であること、を共通の認識として、今後もこの問題を検討していくことを約して、ウェビナーを閉会した。

(いとう ひさえい)

## 所員会の開催について

10月20日（金）に第30期第6回所員会がweb会議にて開催され、電子投票にて所長選挙、続いて商議員選挙が実施されました。

所長選挙では、冒頭の就任挨拶のとおり、北井辰弥教授が新所長に選出されました。

商議員選挙では、(敬称略) 牛嶋 仁、川田 知子、小宮 靖毅、佐藤 信行、鈴木 博人、徳本 広孝、西村 暢史、森 光、以上8名の所員が、第31期の商議員として選出されました。

このほか、2024年度の事業計画について審議され、叢書刊行計画、外国人研究者交流計画などについて承認されました。

## 2024年度刊行計画について

2024年度事業計画から、刊行計画（新規分5件）についてお知らせします。

### 研究叢書

#### ●井田 良 編著

『台湾・ドイツ・日本における刑法総論の領域での最近の諸問題（ドイツ語）』“Aktuelle Probleme im Allgemeinen Teil des taiwanesischen, deutschen und japanischen Strafrechts”

#### ●只木 誠 著

『生命倫理と法をめぐる諸問題（仮題）』

#### ●堤 和通 編著

『米国刑事判例の動向Ⅸ』

#### ●デルナウア, マーク 奥田 安弘 編著

『欧米諸国からみた日本法』

### 翻訳叢書

#### ●鈴木 博人、デルナウア, マーク、泰 公正 訳

ベッティナ・ハイダーホフ 著

『ドイツ家族法、デジタルコンテンツ法の現代的課題』

## 最近の講演会

最近行われた講演会・セミナー等をご紹介します。



▽ Assoc. Prof. William Thomas Worster (ウィリアム・トーマス・ウースター) / ハーグ応用科学大学・准教授

2023年11月6日（月）茗荷谷キャンパスにおいて開催

“Discrimination on the Basis of Nationality Under the Convention on the Elimination of Racial Discrimination”

「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の下での国籍による差別」



▽ Prof. Vasilka Sancin (バシリカ・サンチン) / リュブリャナ大学法学部・教授

11月20日（月）駿河台キャンパスにて、対面とオンラインのハイブリッド方式にて開催

“The Role of Artificial Intelligence in Regulation of Migration”

「移民規制における人工知能の役割」

▽ Mr. Röhl Christian (ロアー・クリスティアン) / ドイツ連邦通常裁判所・連邦判事

11月21日（火）駿河台キャンパスにて開催

“Die Gegenwartige Probleme des Insolvenzrecht in BRD und EU”

「ドイツおよびEUにおける倒産法の現在問題」



## 編集後記

北井辰弥所員が、満を持して本研究所所長に着任されました。同ご挨拶中の「本研究所の歴史」及び「比較法研究と平和構築の相互関係」は、私たちが改めて共有すべきものと強く同感いたしました。本号掲載の複数のシンポジウム報告は、本研究所を基盤とする比較法研究の多様性と特徴を示すものであり、さらなる深化を期待しております。(牛嶋 記)